

## 市議会 2 月定例会 行政報告（2 月 2 5 日）

市議会 2 月定例会に当たり行政報告いたします。

### 上中山臭気問題に係る悪臭防止法に基づく「第 4 次改善勧告」の終結と、それに伴う「公害防止協定書」及び「公害防止計画書」への移行について

はじめに、上中山臭気問題に係る悪臭防止法に基づく「第 4 次改善勧告」の終結と、それに伴う「公害防止協定書」及び「公害防止計画書」への移行について御報告いたします。

株式会社ナカショク上中山肥育農場は、平成 1 6 年 1 1 月 3 0 日から豚の飼育を開始しましたが、飼育開始当初より周辺住民の皆様から、豚舎に起因する悪臭に関する苦情が市に寄せられておりました。

このため、当市では、平成 1 6 年度に上中山地区を中心として悪臭防止法に基づく規制地域の指定を行い、以降、毎年度、臭気測定を実施してまいりましたが、規制基準を超過する臭気や強度の高い臭気が認められるとともに、住民の皆様からも苦情が頻繁に寄せられたことを踏まえ、平成 2 1 年 2 月に「第 1 次改善勧告」を発令しました。しかしながら、その後も十分な改善が認められなかったことから、令和 2 年 8 月 3 1 日に発令した「第 4 次改善勧告」まで、計 4 回の改善勧告を発令してまいりました。

第4次改善勧告発令後、新潟県から事業者に対し、臭気対策として、「臭気を発生させない対策」、「臭気を豚舎外に出さない対策」、「臭気を敷地外に出さない対策」の3点について、技術的指導が行われ、事業者は、豚舎の床に敷料を敷き詰め、もみ殻を活用して臭気の発生を抑制する対策や、豚舎排気口やシャッター部、敷地境界におけるミスト散布設備の導入など、臭気の拡散を防止する対策を講じております。

当市では、これらの対策が適切に実施されているか、また、第4次改善勧告の措置内容が遵守されているか、農場への立入検査を月2回実施し、確認してまいりました。

しかしながら、地域住民の皆様からは、臭気発生の原因や事業者による臭気対策の内容が十分に共有されていないことに対する不安の声が寄せられたことから、第4次改善勧告発令後、市は、住民代表の方々とともに計4回、農場への立入を実施し、農場の運営状況や豚舎における臭気の状態、臭気対策の内容を確認するとともに、事業者の代表者から直接農場の運営状況や臭気対策について説明を受け、実際に豚舎内の臭気を確認することにより、臭気発生原因を理解していただいたところであります。

加えて、市と住民の代表者と、定期的に臭気問題の改善に向けて対策会議を開催しており、農場の状況に関する情報を市から提供することで、住民の皆様が不安解消に努めるとともに、住民の皆様からの御意見を収集し、その内容を事業者へ伝達することで、事業者は必要な

対応を実施してまいりました。

その結果、悪臭防止法に基づく臭気測定において、令和3年度以降、本年度までの5年間にわたり、規制基準を超過する回数が減少し、臭気強度についても低下傾向にある中、令和6年度には、上中山区の住民の皆様を対象に、個別訪問による臭気に関する聞き取り調査を実施した結果、「以前と比べて改善している」との意見が多数を占めるとともに、住民の皆様からの苦情も減少していることから、臭気対策の効果が住民の皆様にも実感されていることを確認したところであります。

これらの状況を踏まえ、現時点において、悪臭防止法に基づく改善勧告を継続する法的要件は、一定程度解消されているものと判断するとともに、住民代表である上中山区長をはじめ、臭気改善対策委員長及び委員の皆様からも、事業者による臭気対策の取組や臭気発生時の対応体制について、一定の理解が得られているものと認識しております。

以上の経過を踏まえ、市としましては、悪臭防止法に基づく「第4次改善勧告」について、本年3月31日をもって終結し、市と事業者との間で「公害防止協定書」及び「公害防止計画書」を、本年4月1日付けで締結する予定としております。

しかしながら、第4次改善勧告の終結をもって、臭気問題が完全に解決したものとは認識しておりません。「公害防止協定書」及び「公害防止計画書」への移行後においても、指導・監視を緩めることなく、

農場への立入検査及び臭気測定を継続して実施し、苦情が発生した際には迅速に対応してまいります。あわせて、引き続き新潟県と連携を図りながら、臭気問題の解決に向けて取り組んでまいります。

## **観光振興課及び商工振興課、一般社団法人新発田市観光協会の事務室移転について**

次に、観光振興課及び商工振興課、一般社団法人新発田市観光協会の事務室移転について御報告いたします。

現在、新発田駅前複合施設内M I N T O館に置く観光振興課と市役所本庁舎の商工振興課の2課について、令和8年5月、その両課を旧北越銀行新発田支店跡地となる「松縁館ビル」へ移転させるものであります。

また、これに伴い、一般社団法人新発田市観光協会も本市と同じようにその事務室を松縁館ビルに移転し、同所で新たに「(仮称)まちなか観光案内所」を設置するほか、現在、M I N T O館に置く観光案内所を「(仮称)駅前観光案内所」として新発田駅前複合施設の一角に移動するものであります。

現在の観光振興課は、新発田駅前複合施設の完成に合わせて、平成28年4月、同協会のテナント入居とともに移転したところであります。当時は、法人化して間もないこ

となど、同協会が成熟した組織には至っておらず、観光振興事業について、指導、監督する立場から、倉庫を事務室に転用して隣り合い、暫定的に業務にあたることとしたものであります。

このようななか、移転から10年が経過し、同協会の運営が安定したうえ、新たにスマートフォン等の普及によって、観光案内所で行う市内案内業務が1日平均5人余りと減少するなど、所期の目的は十分達成したものと考える状況であります。

他方、現在、新発田駅前では、令和5年4月に移築した迎賓館「蔵春閣」が、当市を訪れる観光客が最初に立ち寄るランドマークとなって集客を行うほか、令和10年度には、新発田城「土橋門」の復元などにより、新たな観光施設のお披露目によって、城下町新発田の魅力がさらに向上するものと期待しております。

また、松縁館ビルには、公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会下越事業所新発田支部が入居しており、不動産相談など物件情報を現地で迅速に提供できる体制が整っております。空き店舗対策や創業支援等を行いながら、これまで以上に空き店舗等の利活用を進めることができるものと考えております。

これらを踏まえますと、今後、新発田城と蔵春閣をまちなか回遊の南北の起点に据え、その間の様々な観光資源を面で結び、誘客によって賑わいを生み出す一方、民間事業者は、当市と連携しながら、その賑わいを取り込み、本業で利益につなげていくなど、商店街等に活気を取り戻す起爆剤へと変えていく必要があるものと考えております。

このたび、観光振興課と商工振興課の移転に新発田市観光協会を加え、2課1法人が同じ場所に事務室等を構えることで、相互に連携して相乗効果を図りながら、正に、市街地活性化の拠点となり、そして、エンジンとなって、まちなかの魅力づくりと賑わい創出に取り組んでまいります。

以上で、行政報告を終わります。